

第八章 行政管轄区域の変遷

現在、「福生」は「東京都福生市」である。そういわれるようになったのは、市制を施行した昭和四五年（一九七〇）以降のことで、四半世紀の歴史を有するにすぎない。それ以前には「東京都西多摩郡福生町」という時代が三〇年近くあり、さらにその前には、「東京府西多摩郡福生町」「東京府西多摩郡福生村熊川村組合」「神奈川県西多摩郡福生村熊川村組合」といわれていた時代があった。ここまでは現在の市域とその行政区域は変わらないが、もっと遡れば区域自体が大きく変化していき、最終的には「福生村」と「熊川村」が分立していた近世にまでたどりつく。本章では、現在の「東京都福生市」を考える前提として、「福生村」と「熊川村」が分かれていた近世から、どういう経緯をたどり現在の市域が形成され、それが「東京都西多摩郡福生町」となっていくのか、という点について見ていきたい（以下、現在の福生市域を指す場合には「福生」と「」をつけて記すことにする）。

「東京都西多摩郡福生町」となるまでの経緯については、二つの方向からみていくことが必要である。一つは現市域内および周辺地域の地域的まとまりが、地方行政制度の変遷のなかでどのように変化したのかという視点であり、もう一つは「福生」を含む三多摩地域全体の地方行政における位置付けがどう変わってきたかという視点である。前者の視点より眺めれば、①明治二二年（一八八九）の市制町村制施行により現市域が形成されるまでの、新たな地方行政制度の試行錯誤期の動きと、②大正から昭和戦前期にかけて高まった地域開発への期待を背景とした町制施行への動

きを扱わなければならない。また、後者の視点より眺めれば、③明治二六年に三多摩が神奈川県から東京府へ移管された際におきた、いわゆる東京府移管問題と、④昭和一八年に東京都が成立するまでに三多摩を都制区域に含めるか否かで、もめた東京都制問題に触れないわけにはいかない。以下本章では、この四つに焦点をあて、具体的な経緯を見ていくことにしたい。

第一節 現市域の形成

幕末維新期の 福生と村連合

明治以前の「福生」は「福生村」と「熊川村」に分かれ、支配のあり方も異なっていた。福生村は幕府領で代官江川太郎左衛門の支配を受けていた。一方、熊川村は村内が三つに分けられ、そのうち一つは幕府領で福生村と同じく代官江川の支配を受けていたが、ほかの二つは旗本の田沢氏と長塩氏が知行していた。このように書くと、支配の違いによって「福生」はばらばらであったかのような印象を受けるだろうが、実際は周辺の村々を含め福生村と熊川村は強いつながりを持っていた。直接の領主支配を越えた村連合が形成されていたからである（図V-114①）。

文政一〇年（二二七）、幕府領、旗本領、寺社領が複雑に入り組んで治安対策が採りづらかった関東全域に、寄場組合が設置された。これは支配の違いに関係なく、地域を一つのまとまりとして組織したもので、これにより囚人を一時預かるための寄場が設置された親村を中心に、村々のまとまりがうまれることになった。この寄場組合は設置当初、任務を犯罪者の逮捕と護送にかぎっていたが、のちには回状触継ぎなどもおこなうようになり、幕末期には一種の行

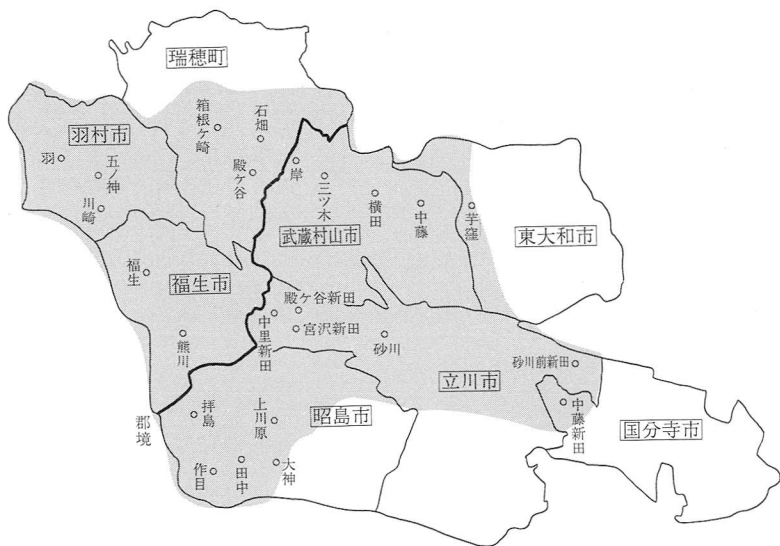


図 V-113 揖島寄場組合村の図

政区のようになっていた。とともに、幕末期には寄場組合を単位とした農兵も組織され、村々の結びつきは一層強固になった。福生村、熊川村が属したのは拝島村を親組合とする拝島寄場組合で、以下のような村々からなっていた。

市) 揮島村・田中村・作目村・大神村・上川原村(昭島

熊川村・福生村（福生市）

川崎村・羽村・五ノ神村（羽村市）

砂川村・砂川前新田・宮沢新田・殿ヶ谷新田・中里新田

田・芋窪新田（立川市）

中藤村・横田村・三ツ木村・三ツ木新田・岸村（武蔵）

村山市)

殿ヶ谷村・石畑村・箱根ヶ崎村（瑞穂町）

中藤新田（国分寺市）

芋窪村（東大和市）

すなわち、東西に走る青梅街道、五日市街道と、南北をつなぐ日光街道（国道十六号線）が交わる、西多摩東部と北

多摩西部の地域で寄場組合がつくられていたのである。

この寄場組合という村連合のほかに、助郷から除かれる代わりに玉川上水の人足を出すことになっていた「玉川御上水元羽村外拾壹ヶ村組合」があった。この村組合に属した一二か村は以下の村々である。

下草花村（秋川市）

河辺村・千ヶ瀬村・友田村・新町村（青梅市）

福生村・熊川村（福生市）

羽村・川崎村・五ノ神村（羽村市）

砂川村三組（立川市）

箱根ヶ崎村（瑞穂町）

この村組合と寄場組合の両方に属していた、現在の福生市・羽村市・立川市（一部）・瑞穂町（一部）の村々のつながりは、特に強かったと考えてよいだろう。

慶応四年（一八六八）正月の鳥羽伏見の戦いによる幕府軍の敗北から、新政府軍が江戸城に入城し関東各地が新政府の支配下に秩序を回復するまでは、権力不在の混乱期であった。この混乱期を乗り切るため、各村々は村連合のまとまりを強め対処した。慶応四年五月、旧幕臣により組織された振武軍^{しんぶぐん}が軍資金を要求してきたことに対し、拝島寄場組合では集会を開き、その一部に応じることを決定した。また、新政府が要求してきた「御勅使様御下向^{ごていこう}」のための助郷に対し、「玉川御上水元羽村外拾壹ヶ村組合」は上水人足との二重役であるとして民政裁判所等へ訴え認められた（『石川酒造文書五』）。

このような村々の動きを受け、新政府側も寄場組合を支配の単位として認め、積極的に利用するようになる。慶応四年八月には会計局から賊徒取締の触れが寄場組合を通じて出され、一〇月には民政裁判所から寄場組合の維持が指令された。そして、一月には寄場組合の世話役である大小惣代の欠員補充が命ぜられた(牛米努「明治維新と石川家」『石川酒造文書五』)。寄場組合は新政府の地域支配のポイントとして考えられるようになったのである。

品川県・葦山県への分属 新政府は寄場組合を積極的に利用しはじめる以前、すでに代官支配体制を利用した地域支配体制の整備に乗り出していた。幕府領の代官支配地に県をおき、知県事を任命することにしたのである。

新政府ははじめ、幕臣であった旧代官をそのまま知県事に任命した。

代官江川太郎左衛門の支配地には、慶応四年六月二十九日、葦山県が設置され、代官松村忠四郎の支配地には、明治二年(一八六六)二月九日、品川県が設置された。品川県には多摩地域に多数存在した旗本領も含まれた。この結果、代官江川太郎左衛門支配地と旗本知行地に分かれていた「福生」は、次のように二つの県に分属することとなった(図V-114②)。

葦山県：福生村・熊川村幕府領分

品川県：熊川村旗本領分

葦山県・品川県の県域は、両県が旧代官支配地、旗本知行地をそのまま受け継いだ結果、複雑に入り組み、熊川村のように一村が二県に分かれるようなこともあった。そこで二つの県の間では支配領域の錯綜をなくすため、管轄替えがおこなわれた。明治二年二月二二日、品川県の高四万八〇〇〇石余の土地が葦山県へ移管されることになった。これは、品川県から申し立てがあり再検討され、同年四月一〇日、今度は二月に葦山県へ移管される予定であった土

第1節 現市域の形成

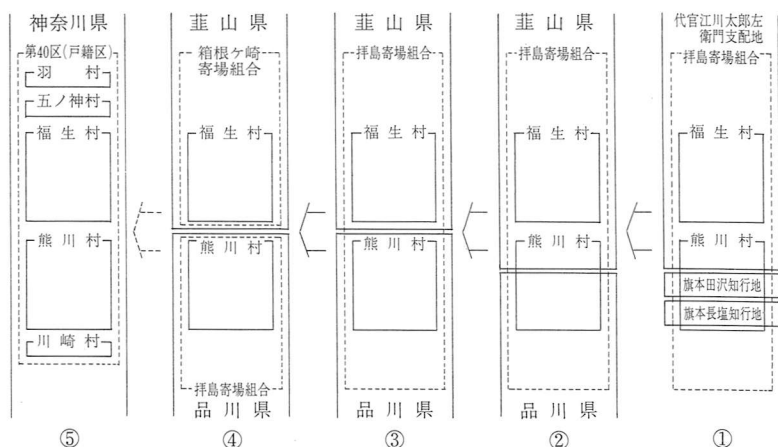


図 V-114 県域の変遷と寄場組合①-⑤

地も含めた高五万六〇〇〇石が、荏山県から品川県へ移管されることに決定された（安藤陽子「維新期多摩郡の管轄替えと行政区画―品川県を中心に―」『多摩川・秋川合流地域の歴史的研究（第一次研究報告）』）。この管轄替えで熊川村幕府領分が品川県に移管され、「福生」は次のようになった（図V-114③）。

荏山県：福生村

品川県：熊川村

熊川村の例からわかるように、このときの移管は一村が二県へ分かれていたところをなくすことに重点がおかれたようで、移管後も品川県であった熊川村と川崎村（羽村市）の間に荏山県の福生村が位置したように、県域の錯綜は残っていた。

福生村と熊川村は異なった県に属することになったが、この時点ではまだ同じ拝島寄場組合に属していた。しかし、このようなことは行政上、大きな問題であった。地域支配のポイントとして、寄場組合の積極的な利用が図られるようになっていたからである。そこで新たな県域にあわせて、寄場組合の再編がおこなわれることになった。明治二年七月一八日、拝島寄場組合の集会で荏山県管轄地は箱根ヶ崎寄場

組合とし、品川県管轄地はこれまでどおり拝島寄場組合とすることが伝えられた(『石川酒造文書五』)。この寄場組合の再編により、福生村と熊川村は行政上、完全に分離することとなった(図V-114④)。

品川県ではさらに同年一月一八日、地域支配の再編をおこない、それまでの寄場組合を廃止して、新たに二四の「番組」を編成した。品川県であった熊川村はこのとき、川崎村・五ノ神村・拝島村・福島村・郷地村・大神村・作目村・田中村・中里新田とともに十一番組に属した。

神奈川県移管と 五か村連合形成

明治四年七月の廃藩置県の詔を受け、すでに府県が設置されていた関八州では、府県の改廃すなわち改置府県がおこなわれた。改置府県の布告が出されたのは同年一月一四日のことで、それにより荏山県・品川県などが廃され、武相地域には足柄県・神奈川県・東京府・入間県・埼玉県がおかれることになった。この布告では、多摩郡は東部の一部を除き、そのほとんどが入間県に属することになっていた。当然、そこには福生村も熊川村も含まれていた。しかし、布告が出て間もなく、神奈川県知事の要求により、東部の一部を除く多摩郡は神奈川県に移管された。神奈川県知事が移管要求をしたのは、多摩郡内に外国人遊歩区域が設置されており、取締の必要上行政区域が異なるのは不都合であるとの理由からである。この改置府県によって、三多摩地域内の県域の錯綜は完全に解消されることになった。

改置府県がおこなわれる以前の明治四年四月四日、政府は戸籍編成のため戸籍区を設置するよう布告している。この戸籍区はいくつかの町村をあわせた範囲で設置するものとされており、具体的な区域の設定は各府県の裁量に任された。すでに地域的まとまりを持った寄場組合、番組を行政組織として利用していた荏山県と品川県は、その区域をそのまま戸籍区として利用した。しかし、荏山県・品川県が設置した戸籍区は、錯綜していた県域にもとづいた区域

であったため、不合理な区域となっていた。そのため、この戸籍区を受け継いだ神奈川県は明治五年三月、その再編を図り、戸籍区再編の見込みを上申するよう村々へ指示、四月、新戸籍区を設定した。この再編により戸籍区は、区域の錯綜がないすっきりとしたまとまりとなった。神奈川県ではこの戸籍区に当初から行政事務の任務も与えており、その後、戸籍区をもとに行政区域である区番組制を作っていく。戸籍区の再編で、県の下に位置する行政区域もその錯綜が解消されることとなったのである。

戸籍区の再編で、福生村と熊川村は、羽村市の羽村・五ノ神村・川崎村とともに第四十区となった(図V-114⑤)。行政上完全に分離していた福生村と熊川村は、羽村市域三か村とともに、改置府県による神奈川県への移管、神奈川県による戸籍区の再編によってふたたび結びつきを強めるようになった。

多摩村の成 戸籍区の再編により生まれた五か村の連合は、その後さらに結びつきを強めていく。それは戸籍区を**立と分裂** 土台とした大区小区制の導入によってであった。

大区小区制は戸籍区を地方行政区として利用しようとするもので、大蔵省布達により認められた制度であった。神奈川県ではまず、明治五年一月、寄場組合を廃止し戸籍区に土地人民に関する一切の事務を担当させることにした上で、翌六年四月「区画改正の大略」を発し、県下を二〇の「区」に区分し、それぞれの「区」に石高二〇〇〇石を目安に数か村を組み合せた「番組」をおくことにした。これにより戸籍区が区―番組に再編されることになった。この再編で、「福生」が属していた第四十区は第十二区七番組となった(のち第十二区六番組に名称変更)が、五か村のまとまりには変化はなかった。さらに神奈川県は明治七年六月、「区」を「大区」、「番組」を「小区」と改称することを通達した。このときも五か村のまとまりは変化せず、名称が第十二大区六小区(のちに第十二大区五小区と変

更)と変わっただけであった。

明治七年から一〇年頃にかけて、全国的に町村合併の動きが高まった。その背景には地租改正に際して飛地・境界の整理の必要が強まったことがあったといわれている。「福生」の属する第十二大区六小区でも、地租改正が進展する中で合併の気運が強まり(牛米前掲論文では、この合併の直接のきっかけとして福生村と川崎村などの越石の存在を指摘している。越石については『市史・上』三編二章一節参照、明治八年一月、五か村連名で「従来之村名ヲ廢シ、更ニ多摩ト改称仕度」とする合併願が提出された。しかし、この願いはいったん差し戻されたようで、同年三月、ふたたび次のような願書(『近代』)が提出されている。

以書付奉願上候

第拾貳大区六小区武州多摩郡

熊川村
福生村
川崎村
五ノ神村
羽村

右村々今般地租改正之際、合村仕度一同集議決定、本年一月書面差出候処、今般御布達ニ付書面御差戻相成候ニ付、其段一同江申論候処尚集議仕、是悲共合村仕度左ニ候ハ、土地之便宜者勿論追々民費相減可申ニ付、達而相願度旨一同申立、右者不得止情実も有之候ニ付、別紙相添一同願仕候間、御聞届被下度此段奉願上候 以上

明治八年三月十二日 右

戸 長 石川弥八郎 印

区長代理 平野慶造 印

神奈川県令 中島信行 殿

この願いは受け入れられ、明治八年六月九日、第十二大区六小区の五か村によって多摩村が成立することとなった。五か村のまとまりは多摩村の成立で質的に変化したのである。

しかし、多摩村は完全に一体化した村とはなっていないかった。合併が決定した際に取り交わされた「議定書之事」によれば、「村費割合之儀者総而是迄之通り其村限り」とされていた。そして、多摩村は福生村・熊川村のグループと川崎村・羽村・五ノ神村のグループに分かれて争うようになり、明治一五年九月、もとの五つの村に分離してしまふ。その具体的経緯については今後の調査に待つところが大きい。昭和三年にまとめられた『西多摩村誌』は、その理由について次のように述べている。

（略）福生、熊川二村は水田多く年々田用水費、堤塘費等に多額の経費を費やしたが是に反して羽村、川崎、五の神は水田が少ないため其経費は至って小額で足りた。是に於て二村は連合村の名義の下に此等経費の平等負担を主張し、三村は直接の關係村に於て応分に負担するの至当なるを論じ遂に意見の衝突を來たした。其極治水費の利害問題が根本となり、村役場の距離問題等が口実となつて分離復旧問題を神奈川県庁に出願すること前後数十回に及び、紛争結んで解けず数ヶ年に亘つたのである。

この対立のなかに、現在の福生市と羽村市のまとまりが形成されていく萌芽を見ることができよう。

なお、この間の明治一一年、郡区町村編制法の制定により大区小区制が廃され、府県と町村の間に郡がおかれることになった。このことは「福生」をめぐる地域的つながりを考える場合、見落とすわけにはいかないできごとである。というのは、神奈川県に属した多摩郡は、大郡であることから南・北・西の三つに分けられることになり、北・西の境目がちょうど拝島寄場組合を二つに分ける線となってしまうたからである。どうしてここが境目となったのか、その理由は不明である。ともあれ、郡の設置とともに開設された県会の議員選挙も、この郡を単位としておこなわれるようになり、その結果、人的関係にも大きな変化が生じることになった。この変化が、のちの東京府への移管の際、「福生」に微妙な立場を生じさせることになることは、あとに見るとおりである。

福生村熊川村組合の成立 明治一七年五月、政府は地方制度の大幅な改正をおこなった。この改正は町村に対する官治的統制を強化したことが特徴で、五〇〇戸を基準としていくつかの町村に一つの戸長役場を設置する行政

区画の拡大もおこなわれた。神奈川県では同年七月、新しい戸長役場の通達を発した。この通達により、「福生」はふたたび羽村地域の村々と一つのまとまりを形成することになり、「川崎村外四か村」となった。

明治二一年四月、市制町村制が公布された。これにより地方制度の抜本的な改革が図られ、町村のまとまりは連合から合併へと強化されることになった。神奈川県では各郡長に調査を命じ、町村合併の見込案を提出させた。西多摩郡長が八月二五日に提出した試案は、「川崎村外四か村」を二つに分け、福生村と熊川村で「牛浜村」を、川崎村、羽村、五ノ神村で「羽衣村」をつくる案であった（『秋川市史』）。「川崎村外四か村」の成立後も、福生村、熊川村と川崎村、羽村、五ノ神村との対立が激しく、二分割は止むを得ないと判断したのであろう。

その後、郡長の試案を基に各町村の調整がつづけられた。福生村、熊川村合併の線で話し合いがおこなわれたものと思われる。しかし結局、合併合意に達することができなかった。新町村は明治二二年四月から施行されたが、福生村、熊川村は「福生村熊川村組合」として発足することになった。現市域はこれにより定まったが、市域一体となった行政組織の形成はその後の課題として残された。

図V-115は、「福生村熊川村組合」の歴代村長・助役をまとめたものである。福生村と熊川村で村長、助役を分け合い、バランスを保とうとしていることをうかがうことができる。しかし、二村間の対立はなかなか解消できなかったようである。明治三五年七月の村長・助役の総辞職とその後五か月近くつづいた村長・助役の空席、明治三八年以降おこなわれた有給による他村出身助役の導入は、二村間の対立の根が深かったことを示しているよう。

第二節 東京府移管問題と西多摩

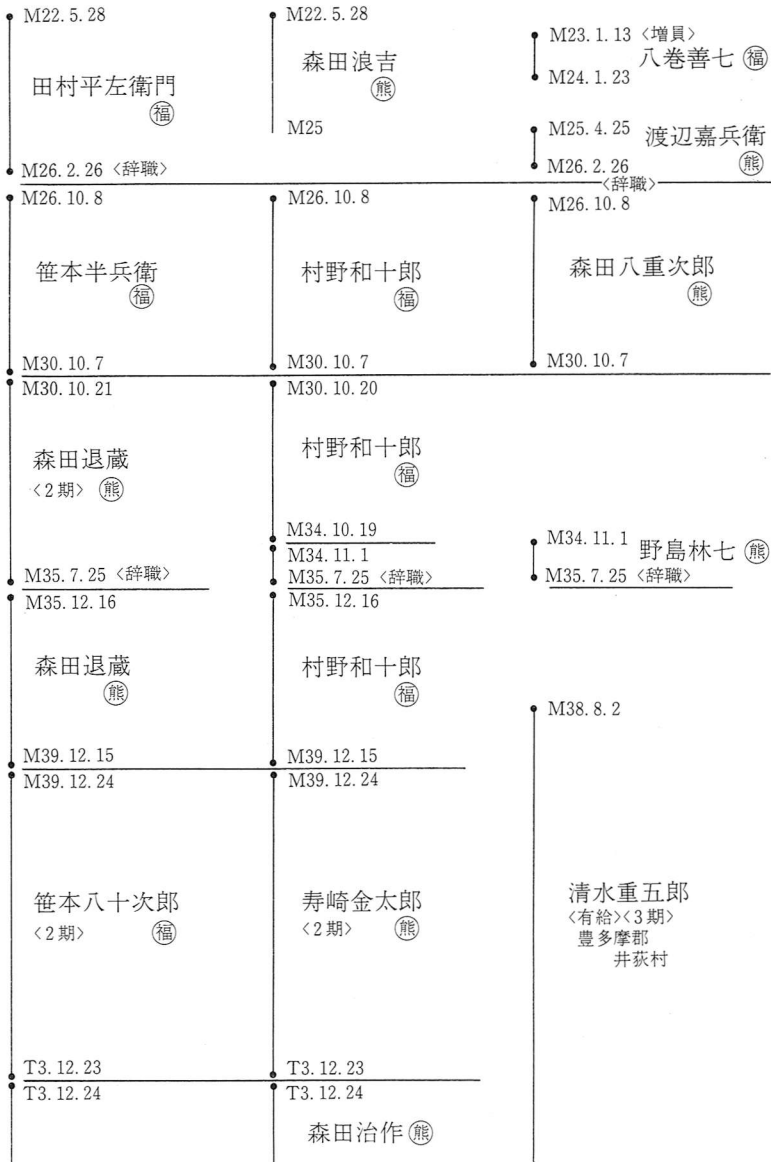
境域変更法 律案の提出 明治二六年（八六）二月一日、三多摩の神奈川県から東京府への移管を内容とする「東京府神奈川
県境域変更法律案」（以下「境域変更法律案」と略す）が、会期をあと一〇日あまり残すのみとなっ

た第四帝國議會に提出された。政府は移管の理由を、東京の水道改良事業のために必要であると説明した。

当時、東京では都市計画である市区改正が実施に移され、特に水道の改良が大きな課題となっていた。江戸時代以来の木樋を使った水道であったため衛生状態が悪化し、伝染病をいく度となく蔓延させていたからである。そのため市区改正では、浄水場を設置して上水を沈殿濾過したのち、鉄管を通して市内に配給する計画を立て、水源はこれま

〈村長〉

〈助役〉



組 合 の 村 長 ・ 助 役

第2節 東京府移管問題と西多摩

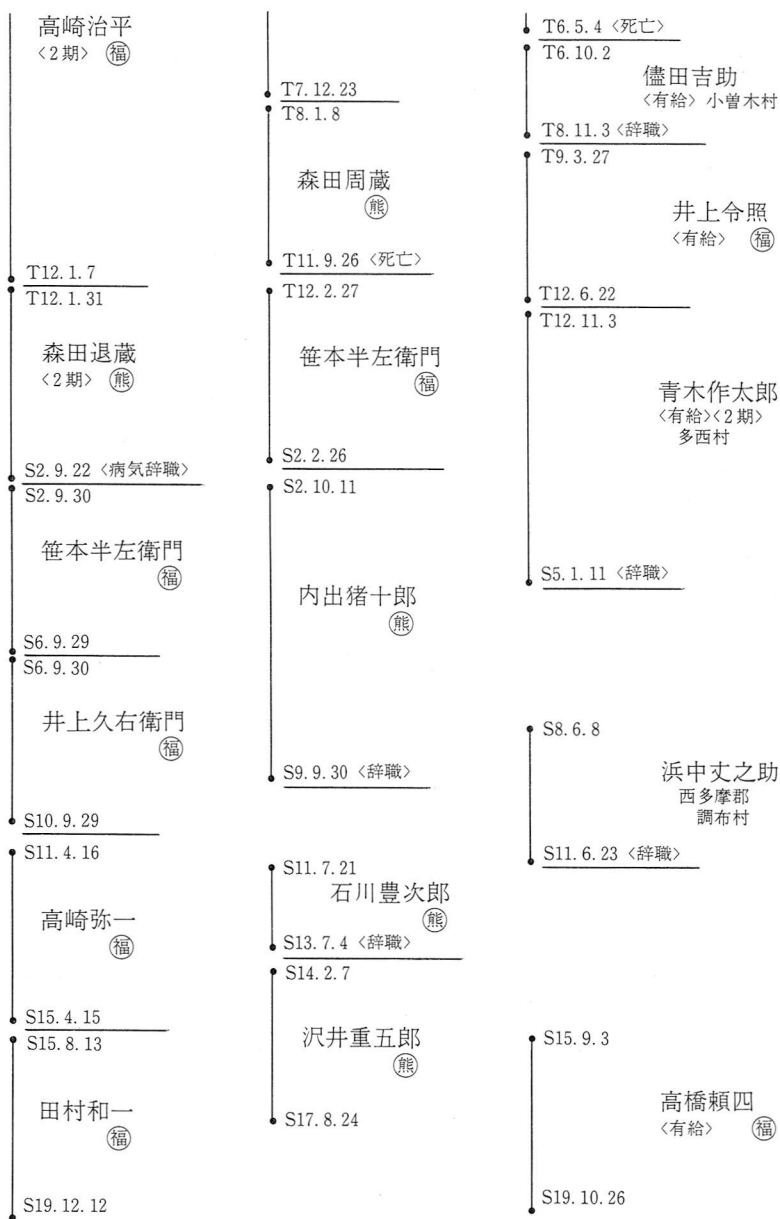


図 V-115 福 生 村 ・ 熊 川 村

でどおり玉川上水に取ることにした。しかし、明治維新以後の水源地乱伐のため、玉川上水の水量は減少しつつあった。そこで、水道の改良を成功させるためには、水源地を保護し水量を確保することが必要で、そのためには水源地である三多摩を東京府の管轄にするしかないと考えたというのである。

水量・水質の確保のために、玉川上水および多摩川沿いの地域を東京府の管轄下におきたいとの要求は、すでにそれ以前からも主張されていた。明治六年六月には東京府知事大久保一翁が大蔵省に、玉川上水沿岸諸村の移管を願っている。また、同一四年には東京府知事松田道之の要求により、玉川上水沿岸の官有地が上水敷地に組み込まれた。そして明治一九年には、高崎五六東京府知事、三島通庸警視總監の連署で西・北多摩郡の東京府への移管の上申がなされた（『水道問題と三多摩編入』）。「境域変更法律案」の政府提案理由も、この流れの中で考えることができる。ただこの法律案は、上水とは直接関係のない南多摩郡の移管まで要求した点でそれ以前と大きく異なっていた。そこにこの法律案の政治性があった。

「境域変更法律案」が提出される前年の明治二五年二月一日、第二回総選挙が実施された。この選挙は選挙干渉で有名で、死者も出るほどの激しい選挙であった。三多摩においても激しい干渉がおこなわれたが、それを跳ね返して自由党が二議席を独占した。そして、自由党は第二回総選挙後、選挙干渉を追求する姿勢を強めた。神奈川県自由党は、直接の責任者である県知事らの追放を求める大デモンストレーションを実施し、一二月に開催された神奈川県会で、知事と警部長の罷免を求める「建議書」を可決させた。このような激しい追求を受け、神奈川県知事内海は、神奈川県自由党の勢力を削ぐことを考える。その方策が神奈川県自由党の中心勢力であった三多摩自由党を追放するための、南多摩郡まで含めた三多摩の移管であった（安藤陽子「三多摩郡の東京府移管問題をめぐって」『中央大学大学院論



図 V-116 第16代神奈
川県知事 内海忠勝
(『神奈川県会誌』より)

究一二一」。内海は南多摩郡まで含めた移管が適当であると東京府知事富田鉄之助に伝え、富田はそれを受けて三多摩の移管を上申、その結果、移管が具体的な日程に上ることになったのである。

三多摩自由党は「境域変更法律案」に猛然と反発した。自由党の影響力が強かった村々では、反対運動は村ぐるみでおこなわれた。「境域変更法律案」審議最中の明治二十六年二月二十四日、「泣血百拝貴衆両院議員諸君に哀告す」という請願書が南・西多摩郡全町村長と北多摩郡の五村長の連名で出された。そして、二三日から二八日にかけて南多摩郡と西多摩郡では、ほとんどの町村長・助役が辞職し、村役場を閉じてしまった。このときの福生村熊川村組合村長は田村平左衛門、助役は渡辺嘉兵衛であった。

田村・指田ら主 町村長の連名による反対請願書が出された二月二十四日、「毎日新聞」に次のような記事が掲載された。

南北西多摩三郡の有志者千五百七十九名の総代人は、神奈川東京府境域変更を希望し昨日内務大臣に面会して、縋々其理由を述べ帰路府庁に來りて市会の運動委員と打合直に、貴衆両院へ変更の請願書提出せり右総代は左の

如し

砂川源五右衛門、紅林徳五郎、吉野泰三、指田茂十郎、内野奎左衛門、西山政重、中村半左衛門、岸宇左衛門、下田遊亀藏、渡辺九一郎、内藤次左衛門、花形長之助、串田儀八、平林定兵衛、忍足常吉、渡辺武四郎、田村半十郎、小柳九一郎、矢島治左衛門、清水浩平、糟谷良輔

村ぐるみの激しい反対運動が地元三多摩ではおこっていたが、賛成派も北多摩郡、八王子町を中心として侮れない勢力を持っていた。ここに記載された「二一名」はその中心人物である。注意しておきたいことは、①「二一名」の中に西多摩郡の田村半十郎（福生）と指田茂十郎（羽村）が含まれていること（西山、平林、忍足が八王子町、串田が浅川村で、あとの一五名は北多摩郡の人物である）、②そして、この西多摩郡の二人がその日のうちに、新聞社に対し賛成の総代となった覚えはないとして記事訂正の要求を提出している（『神奈川県史・資料編11』）ことである。

ここで、当然「毎日新聞」の記事と二人の訂正要求を、どう考えたらよいのかという問題が浮上する。仮に「毎日新聞」の単純なミスだとしても、なぜそのようなミスが生まれたのかという問題が出てくるだろうし、逆に「毎日新聞」の記事に誤りはなく、何らかの事情により二人が実際におこなった行動を否定したという可能性も考えられないわけではない。この点を考える糸口を見いだすため、福生の田村半十郎の父十兵衛が書いた日記を見ておきたい。

十兵衛の日記には「境域変更法律案」に関連して、以下のような記述が見られる。

二月十七日 岩田作兵衛東京府管轄替之義ニ付参ル

二月二十二日 羽村之壮士東京府管轄替之義ニ付調印取ニ参ル、承諾ス

二月二十四日 羽村壮士三人、惣代名前取消呉候様申参リ、東京へ行

二月二十五日 宮沢金十郎管轄替^(イ)を咄シニ参ル

二月二十六日 村会議員皆辞ス、役場^(イ)を閉ル

二月二十八日 本日東京府管轄ニ成ル

まず注目したいことは、「羽村壮士」が半十郎周辺で動いていることである。「羽村壮士」とは羽村で活発に活動し

ていた自由党の壮士を指しており、二二日の「羽村壮士」による調印の依頼は、「境域変更法律案」反対の陳情書への署名依頼と考えてよい。日記にはこのとき、陳情書への調印に「承諾」したと記されている。しかし、これは十兵衛自身の「承諾」と考えられ、半十郎がこの時点で承諾したかどうかはこの記述ではわからない。一方、二四日の「取消」要求は、明らかに「毎日新聞」の記事の訂正を指しており、半十郎への要求である。半十郎の新聞社に対する記事訂正要求は、この「羽村壮士」の要求を受けてのものと考えてよいだろう。

もう一つ注目しておきたいのが、法案提出の前日である一七日に管轄替の情報が入っていたということである。そして、その情報をもたらしたのが岩田作兵衛であったことにも注意しなければならない。岩田作兵衛は甲武鉄道設立の中心となった実業家で、当時も青梅鉄道株式会社の検査役として青梅鉄道開通に向け活躍していた。実は先の「二人」の中に甲武鉄道、青梅鉄道に積極的にかかわった人物が何人か見られる（砂川源五右衛門、紅林徳五郎ら）。西多摩郡の二人も甲武鉄道の主要な株主であり、青梅鉄道では委員長（指田）、委員（半十郎）を務めた中心人物であった。すなわち、甲武鉄道、青梅鉄道を軸とした人脈が形成されており、その内の何人かは明らかに移管賛成派であったのである。岩田からの情報も移管賛成派からのものと見てよいであろう。

実際に田村、指田が「二人」の中に含まれていたかどうか、それを明らかにできる直接の資料はない。しかし、二人の人脈が移管賛成派と重なるものであったこと、「羽村壮士」の要求を受けて記事訂正要求がなされたこと、の

図 V-117 壮士を伝日記
三多摩の兵衛 (明治26年
2月24日 半十郎
田村家文書)

二点から考えて、二人がもともと賛成派で、「羽村壮士」の圧力により賛成表明を取り消したと解釈するのが自然であろう。当時、青梅鉄道は開業に向け土地買収をおこなっていたが、「羽村壮士」らにより「対会社硬の同盟」が組織され、それはスムーズに進んでいなかった（島田研一郎「字喜草廼花」）。おそらく、二人は青梅鉄道をなんとか開業まで漕ぎ付けたいとの思惑から、「羽村壮士」らとの関係を良好にするため、移管賛成の取り消しを表明したのではないだろうか。

移管推進運動

先に引用した田村十兵衛の日記をさらに遡ると、次のような記事に目が止まる。

とその人脈

明治二十二年十二月二十九日 砂川源五右衛門管轄替之義ニ付参る

簡単な記事で内容は不明であるが、明治二十二年に砂川から移管の話があったという事実は重要である。というのは、この年は甲武鉄道開通の年で、北多摩郡で移管推進運動が大きな盛り上がりを見せていたからである（『国分寺市史・下』）。北多摩郡の推進運動の中心人物であった府中の比留間雄亮の日記に次のような記述がある。

明治二十二年十月十八日 砂川氏原もニ伝言、東京府管轄替一条并県會議員云々、シツカリヤルベシト申こした

り

同年十一月二十七日 砂川氏方ニ行、同氏ニ面シ管轄替之書面写一通ヲ置タリ、同氏西多摩郡馬場勘左衛門其外有志者ニ説ク事ニ話シテ承諾ス

（『比留間家日記』）

比留間は移管の建白書に署名を求めて動いており、砂川も移管に大賛成で西多摩郡への説得を引き受けた。一二月二十九日の砂川の田村家訪問は、このときの合意を実行に移したものであったといえよう。



図 V-118 三人の県議会議員（裏書・
県議会出席の節横浜にて写す、
明治12年4月 向かって左より
田村半十郎、指田茂十郎、
砂川源五右衛門）

西多摩郡の田村、指田と北多摩郡の砂川との結びつきは大変強かった。この三人にはいくつもの接点をあげることができる。第一に、砂川、田村、指田の村が同じ拝島寄場組合に属していたこと。第二に、この三人が玉川上水を通じてのつながりを持ち、特に明治三年から五年にかけておこなわれた玉川上水通船、通船禁止後の再開運動で中心人物としてともに動いていたこと（山口一之「玉川上水における通船事業」『立川市史研究七』）。第三に、三人が甲武鉄道建設の中心となり有力な株主であったこと。第四に、三人とも自由民権運動に積極的に参加するが、自由党からは距離をおき（砂川は一度黨員となりその後離れる）改進黨に近づいていくこと。おそらく他にもこの三人の接点は上げることができるだろう。この三人は幕末から明治にかけて互いに協力して地域の発展を図ってきたオビニオンリーダーであり、実業家であった。

田村、指田ら西多摩の有力者は砂川を介して、おそくとも明治二二年には、移管を意識していたのであり、このころから移管推進の考えが西多摩にも広がっていたと考えてよいだろう。なお、北多摩郡の移管推進派の拠点は大神村組合（昭島市）であり、田村、指田と同じ拝島寄場組合の地域であったことを考えれば、砂川のみでなく拝島寄場組合で作られたさまざまな人脈を通じて移管推進の考えが西多摩に広がっていたと考えられよう。

移管推進の**背景**

移管推進派形成の背景として無視することができないのは、玉川上水通船へのかかわりである。通船により物資の流れが変わり、その結果として玉川上水上流の地域が活況を呈したことは想像に難くない。結局通船は水質悪化を理由に禁止されてしまうが、その後も再開運動が粘り強くつづけられている。このことは通船で東京と結びつくことの有利さを実感したことを示していよう。これが移管推進派形成の原点である。しかし、この時点では東京との経済的結びつきの強化が必要であるとの意識は強まっても、移管推進の考えは生まれ得なかった。それは玉川上水を、東京側が飲料水確保の手段として、地元側が船の通路としてとらえ、利害が対立していたからである。

地元が移管を考えることができる条件は、玉川上水をめぐる東京と地元との対立がなくなることである。その条件は甲武鉄道計画により整った。通船の代わりに鉄道が通れば、上水は飲み水専用、物資輸送は鉄道でということになり、利害対立が消滅するからである。さらに鉄道計画が進んでいた明治一八〇九年、東京府会を舞台として水道会社の構想が持ちあがっていた（御厨貴『首都計画の政治』）。近世以来玉川上水の管理にかかわっていた地元民からすれば、この構想に参画して経済的利益を得ようと考えるのは自然であり、そのためには東京府の管轄下に入ったほうが有利である。おそらく、このような状況の変化を背景として、移管推進の考えが生まれたのであろう。

東京府会の多数派は改進黨であった。改進黨との結びつきを強め、東京への移管を成功させれば、自由党を圧倒し多数派になれる可能性もある。移管推進には南多摩郡を中心として勢力を持っていた自由党に対する、改進黨と結びついた玉川上水沿岸地域（特に拝島寄場組合の地域）の反撃という側面もあったと考えることができるだろう。

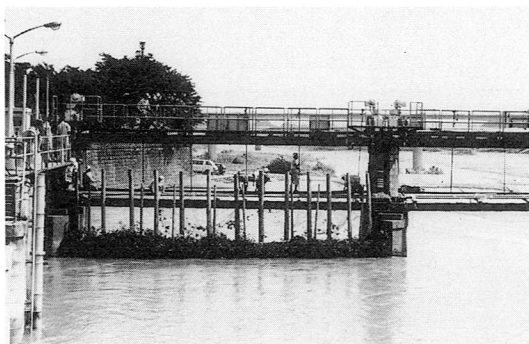


図 V-119 玉川上水羽村取水口

拝島寄場組合に属していた玉川上水上流地域は、田村、指田、砂川の結びつきの強さからわかるように、明治に入ってもつながりが強かった。しかし、郡制の施行で西多摩郡と北多摩郡に分かれ、新たな人脈が形成されるとともに、政治的にも差異が見られるようになる。「境域変更法律案」が提出された明治二六年までに、西多摩郡では自由党が、北多摩郡では改進黨・国民協会の連合が多数派となっていた。田村、指田と砂川の「境域変更法律案」に対する行動にずれが見られるようになるのは、この条件の違いが背景にあったと考えてよいだろう。

境域変更法律案 二月一八日に提案された「境域変更法律案」は、二一日、**の通過とその後** 特別審査委員会に審議の場を移した。そして、賛成、反対

の立場から議論が展開され、地元でも賛成、反対運動が活発におこなわれた。町村長が辞職して抵抗したのは、この特別審査委員会で、審議中のことであった。

西多摩郡の町村長の辞職は二六、二七日に集中した。会期末は二八日。会期内成立は困難とみられた。ところが二六日の夜、一つの事件がおこり、法律案の運命は急転回する。その事件とは羽村の玉川上水取水口の投渡木が何者かに取り払われる、というものであった。この事件により人心が不安に陥っているので、速やかに法律案を決定すべきであるとの動議が提出され、審議が急速に進むことになったのである。

議會最終日の二八日午後、特別審査委員会は賛成四名、反対五名で法律案を

否決した。しかし、本会議では特別審査委員会の報告を受けたのち、法律案を可決、ただちに貴族院に回した。貴族院はすでに審議を終了していたが、政府の要請で召集され、法律案を審議することなくただちに可決する。法律案は提案からわずか一〇日という異例のスピードで通過してしまったのである。

移管は四月一日におこなわれた。反対派の怒りは大きかった。怒りは、民情視察のため三多摩巡回をおこなった東京府知事富田鉄之助に向けられた。八王子方面から西多摩に向かった知事は、拝島の渡船場で乗船中の船を引っ繰り返され水びたしになり、羽村では礫^{いり}を投げられ、人力車の轆^{わだ}に棒を入れられて転倒させられるという「歓迎」を受けたという（渡辺欽城『三多摩政戦史料』）。

神奈川自由党は三多摩の神奈川復旧を方針にかかげた。しかし、この方針は一年ほどで消えてしまう。そして三多摩自由党は、その後、星亨の下で東京市会へと進出を図っていく。反対の中心勢力であった三多摩自由党も、結局、東京府への移管に満足し、さらに、東京都の結びつきの強化を図ったのである。

第三節 都制編入を求めた西多摩

都制案の登 東京に都制が施行され「東京都」といわれるようになったのは、太平洋戦争最中の昭和一八年（一九四三）七月一日のことである。それまで東京は、現在の京都や大阪のように、「東京府」の下に「東京市」

をはじめとする市町村があるという制度をとっていた。

大都市に一般の市とは異なる特別な制度が必要であるとの議論は、すでに明治期から出されていた。しかし、真剣

に検討されるようになったのは大正一〇年代に入ってからのことである。大正期の大都市の発展は急激で、それにもなう諸施設の拡充のため、市の財政規模も急速に拡大した。ところが、市の財源は付加税を主としていたため大きな増加は望めず、赤字が深刻な問題となった。また、国と府による二重監督が、増大する市の事業の遂行にとって大きな障害となり、府・市が同じ事業をおこなう二重行政の無駄も問題とされるようになった。そこで、財政基盤を強化し、二重監督・二重行政の弊害を取り除いて、大都市行政をスムーズにおこなうための制度改革として、「府」と「市」を一体化した「都制」が提起され、それが「都制案」として広く議論されるようになったのである。

しかし、都制の議論はなかなかまとまらなかった。それは、都長問題と区域問題をめぐって、深刻な対立がおこったからである。都長問題は都の長官を官選にするか民選にするかという問題で、政府が官選を、東京市が公選を主張して対立した。もう一つの区域問題は都制の区域をどの範囲とするかをめぐっての問題で、東京市が三多摩を除外した東京市の区域を、三多摩が三多摩を含めた東京府の区域を主張して対立した。その結果、都制をめぐり政府、東京市、三多摩の三つ巴の争いが展開されることとなり、都制実現には長い年月がかかることになったのである。

この都制案をきっかけに、三多摩は地域発展の道を真剣に考えるようになる。

神奈川県復帰か 大正一二年（一九三）三月六日、「帝都制案」（都制案）が政友会の鳩山一郎から衆議院へ提出された。この案は東京市長後藤新平が後押ししたもので、三多摩を都制から除外し神奈川県へ復帰させようとするものであった。

三多摩はこの案に猛反発した。動きが素早かったのは八王子で、すでに議会提案前の三月四日に、八並代議士が経過報告会を開いて神奈川県復帰反対を決議していたが、六日には北多摩郡で、九日には西多摩郡で町村長協議会が開

かれて復帰反対を決定、反対運動は三多摩全域に広がった。そして一〇日には、三多摩全域の各級議員、町村長らが一同に会して都制案対策協議会を開き、神奈川県復帰反対を決議した。三多摩の反対運動はこれをきっかけに、大きな盛り上がりを見せるようになる。西多摩郡の「帝都制案」に対する空気について、「東京日日新聞」は次のように伝えている。

三多摩の死活問題の分岐点ともいふべき、きのうの都制案上程日を期し西多摩郡の反対常置委員三十一名は根岸府議、小林青梅町長等の引率で大挙上京し、該案がいに対する各政党の態度を示威的に監視したが、西多摩青年の羽村水道堰破壊のさげびに呼応して、多摩川水源（内脱）地なる小河村でも都制案にして万一議會通過するが如き事あらば、自今東京市の吏員を断然村内に宿泊せしめざるは無論、市有林に対しては人夫を一名も供給せず、かつ市有林火災に際しても消防組合は絶対出動せざる等の決議をなし、頗るすば激越した反対的態度を示している。（「府下版」大正一二年三月二四日）

この記事より、神奈川県復帰に対する反発が、いかに大きかったかわかる。

ところで、なぜ三多摩では神奈川県復帰反対を主張したのだろうか。その理由としてまず上げなければならないことは、神奈川県から東京府へ移管がおこなわれた際の経緯である。移管は飲料水の水源確保という東京側の都合により、地元の強い反対を押し切っておこなわれた。なのに、またも東京側の都合で神奈川県へ帰れというのではあまりにも勝手に、三多摩の自治を破壊するものではないか、という理由からの反発である。水源地として東京のためにさまざまな犠牲を強いられていた西多摩郡は、特にこのような思いが強かったであろう。当時の陳情書は、必ずこの移管の経緯について触れている。

しかし、本音は別のところにあった。神奈川県復帰に反対する府会議員により大正一二年五月に出された陳情書のなかに、「神奈川の如き殆ど郡部多きを占むる地方政治の配下に属するは、産業的發展を根底より打破せらるるものなり」との言葉がある（佐藤孝太郎『都制案と三多摩』）。この言葉は、地域開発にかかわる経済的利害が反対の重要な要素であったことを示している。すなわち、首都である大都市東京に属することで、三多摩に投下される資金が潤い、それが地域開発にとって欠かせないものとなっていると考えられていたのである。となれば、資金の三多摩への投下さえ確保されれば、「東京都」に必ずしもこだわらなくてよいとの考えも生まれてくる。実際、それは「武蔵県」構想として検討されていた。

「武蔵県」とは、三多摩と東京市に隣接していた五つの郡で県を作ろうというもので、当時内務省で検討されていたものであった。三多摩でも、都県組合を作って都から経済的援助を受けること、県庁を八王子に設置することという二つの条件をつけ、この案を検討した。八王子は大正六年（一九一七）に市制を施行しており、当時三多摩唯一の市であった。八王子を中心とすれば、一県としての発展が図れるのではないかとの構想が、三多摩の「武蔵県」構想であったといえよう。この構想には八王子ばかりでなく、西多摩郡出身の内山安兵衛代議士や根岸太助府議も賛意を表していた。八王子を中心にした独立県の構想は一つの有力な考え方として、西多摩郡を含む三多摩全域で広く支持されていたと考えてよい。

「多摩県」か 三多摩内で広く議論されていた「武蔵県」構想は、結局消滅していく。その理由は、東京市に隣接する五郡を都制区域に編入する考え方が強まり、隣接五郡と三多摩で「武蔵県」を作る構想が実現性のないものとなったからである。そうなれば、ふたたび三多摩の処遇をどうするかが問題となる。神奈川県への

復帰が地元の強い反対を受けて無理だというのなら、三多摩だけで一県を作るか、都制に編入するしかない。内務省は三多摩を「多摩県」として独立させる都制案を作成し、大正十三年一月、非公式に発表した。

「多摩県」構想も「武蔵県」構想と同様、都県組合を作って都から経済的援助を受けるものであった。しかし、三多摩はこの構想を拒否した。「多摩県」では全国で最低レベルの県になってしまふからである。また、「多摩県」構想が出されたときが関東大震災の翌年であったことも、「多摩県」を拒否した背景として注意しておかねばならない。なぜなら、東京は莫大な費用をかけて震災復興事業をおこなっている真っ最中で、都からの経済的援助は切り詰められるに違いないと判断される状況にあったからである。結局、三多摩は震災復興で大きく発展する東京を間近に見て、地域開発を図るためには都制編入を求めるしかないとの方向にまとまっていくのである。

都制編入運動は大正十四年に入り大きな盛り上がりを見せる。一月十四日、八王子市三多摩郡都制案反対協議会が開かれ、都制編入を求める陳情書が決定された。西多摩郡でも二三日に郡民代表者が開かれ、つづいて二六日には西多摩郡町村長会も開催されている。そして二月六日、三多摩全域の市町村長、各級議員などを網羅した「三多摩郡八王子市都制区域編入期成同盟会」が結成された。同盟会の結成で都制編入運動は大きな飛躍を遂げることになる。

二月六日の会合では、各郡で郡民大会をおこなうことも決定されている。西多摩郡の郡民大会は二月五日、青梅の初音座で開かれた。その模様は、次のようであった。

一市三郡選出の代議士、府會議員、町村長有志等、無慮二千余名参集岩浪府會議員開会を宣し、瀬沼代議士を座長に推し根岸太助氏は左記決議文を朗読し、つづいて小沢桑太郎・八並代議士・津雲国利・安藤聖二・並木大松・坂本唯一の諸氏分離反対に熱弁を揮るひ、今後の運動方針につき一般にはかったところ、各町村より十名以

上の委員を選び、來たる二十日午前十一時までに東京駅前集合の上、大挙各關係方面を歴訪陳情することになったがその間熱狂した聴衆は、弁当はにぎりめしにしろ蓆旗むしろを押して立てろ、三多摩の壮士振りを發揮せよと叫び、意気天をつくの觀があつたが午後五時無事散会した

決議文

三多摩及び八王子市を除外する都制案に対し、吾人は吾人及び吾人の自治団体發展を阻礙そがするものと認め絶対反對す

右決議す

〔東京日日新聞・府下版〕大正一四年二月一七日

郡民大会は南多摩郡、北多摩郡でもおこなわれた。どの大会も盛況であつた。この盛り上がり背景に二〇日には、二千余人の大陳情団が上京した。このとき、東京市の水道局は、万一の事態に備えて羽村の取水口の監視をおこなっている（『東京日日新聞・府下版』大正一四年二月二日）。取水口破壊がおこなわれかねない心配を、運動の盛り上がりから感じていたのであろう。

福生村熊川村組合の陳情書

大陳情団の上京がおこなわれた一週間後の二月二八日、福生村熊川村組合村長森田退蔵は、次のような内務大臣あての都制編入請願書を議案として組合会に提案した。

請願書

東京市ヲ内務大臣ハ直轄ノ下ニ屬セシメ大ニ都市ノ自治ヲ發達セシメントスルノ考案ニ付テハ久敷宿題トサレ、帝國議會ニ提案セラレタルモノノミニテモ其數頗ル多キヲ聞ク、而シテ大都市計畫ノ下ニ近郊五郡ヲ都制區域ニ編入セントスルノ議モ相当必要アルモノト被存候モ、此ノ都制區域ヨリ三多摩郡八王子市ノミヲ除カントスル

請願書

[illegible][illegible]

図 V-120 都制編入の請願書

ニ至ツテハ、未タ議論ノ尽サレサルモノアリ、加之しかのみならず歴史ヲ顧ミサル不当ノ処置ト存セラレ候ニ依リ、現在東京府全体ヲ以テ一大特別制度ヲ布シカレ、以テ大ニ世界的都市ノ設営ヲ得度、其理由左ニ開陳致候間御賢察御明断願上度、茲ニ組合会ノ議決ヲ経、此段及請願候也

このあとに都制編入を求める理由が詳しく書かれているが、長いため全文はここに掲載できない。全文は『近代』に掲載されているので参照してほしい。

さて、この「請願書」は、それまでにはなかった新たな反対理由が見られるという点で大変に興味深い。それは引用した箇所において「世界的都市の設営」と述べていることで、「請願書」後半部ではこのことについてさらに次のように説明している。

此ニ於テ此ノ水源シカ而モ風光ノ美アル多摩一市ヲ加ヘ乃チ、現在ノ東京府ヲ以テ帝都ヲ抱有スル理想的ナル一大特別都制ヲ布カレンコトハ

最モ必要ニシテ最モ健全ナル都市ノ創設保全ト信シ申候、特ニ近時有能ノ士ヲシテ欧米都市ノ實際ヲ視察セシメラル、モノ年次多キヲ加フト聞、此等衆智ヲシテ研究ノ下ニ成ル世界の都市ノ設営ハ現下緊要ト認メラレ候

此ニ於テ此ノ水源而モ風光ノ美アル多摩一市ヲ加ヘ乃チ、現在ノ東京府ヲ以テ帝都ヲ抱有スル理想的ナル一大特別都制ヲ布カレンコトハ
 最モ必要ニシテ最モ健全ナル都市ノ創設保全ト信シ申候、特ニ近時有能ノ士ヲシテ欧米都市ノ實際ヲ視察セシメラル、モノ年次多キヲ加フト聞、此等衆智ヲシテ研究ノ下ニ成ル世界の都市ノ設営ハ現下緊要ト認メラレ候

当時、大都市問題をいかに解決するかは世界的な問題で、欧米諸国では新しい都市計画の思想が生まれていた。イギリスでは、都市の過密から生じる問題を解決する手段として、田園都市の実験が開始されていた。「請願書」が出さ

れた前年の大正一三年には、アムステルダムで国際都市計画会議が開かれ、大都市計画の七原則が決議されている（石田頼房『日本近代都市計画の百年』）。これら欧米の都市計画思想の特徴は、自然・緑を取り込んだ都市づくりであった。これらの影響は日本の都市計画家にも広がっていた。欧米の田園都市と中身は異なるが、日本でも大正四年に田園都市会社が設立され、郊外に優良住宅地の建設をはじめていた。「請願書」で「健全ナル都市ノ創設」と述べているのは、このような欧米で生まれていた自然・緑を重視した都市づくりを指していると考えてよい。すなわち、「健全ナル都市ノ創設」を実現するためには、自然・緑が豊かな三多摩の地を都制に含めることが必要である、と「請願書」は主張しているのである。

三多摩除外を主張していた東京市も、大正一一年に後藤東京市長の提唱で東京市政調査会をつくり、欧米の都市思想を学んだ都市づくりをおこなう姿勢を強めていた。「請願書」は、三多摩と対立していた東京市が都市計画の根拠とした、欧米の都市思想を逆手^{さか}にとって、東京市の三多摩除外の論拠を切り崩そうとしたものであったといえよう。これ以降、自然・緑を重視した「健全ナル都市ノ創設」ということが、三多摩が都制除外に反対する中心的な論拠となっていく。

運動の中心となつた西多摩 内務省が発表した「多摩県」設置案である都制案は、三多摩の強い反対で議会提案に至らなかったが、その後も「三多摩郡八王子市都制区域編入期成同盟会」は都制編入運動を継続した。四月一三

日には、独自に運動を進めていた青年団も含めて、組織の編制替えをおこない「三多摩郡八王子市都制編入期成会」（以下「編入期成会」と略す）とし、運動の強化を図った。

政府は三多摩の要求を受けて三多摩編入の都制案をまとめ、大正一五年の議会に提出しようとした。しかし、今度

は東京市の強い反対を受け、結局、三多摩編入都制案も議会には提出されなかった。

このような状況のなかで、都制編入運動は盛り上がりやりを欠くようになり、編入期成会も昭和二年（一九一七）頃には自然消滅したかのようになってしまった。そのようになった理由の一つとして、南北多摩郡で都制編入とは異なる意見が出はじめたことを上げることができる。北多摩郡では立川を県庁として「多摩県」独立をすべきであるとの動きがおこり、南多摩郡では町田を中心として神奈川県復帰を求める声が強まったのである（梅田定宏「都制案をめぐる三多摩の地域振興策」佐藤孝太郎『東京と三多摩』）。

しかし、西多摩郡は一貫して都制編入を主張し運動をつづけた。昭和三年四月には西多摩郡町村長会が中心となって陳情書をまとめている。翌四年に議会に提出された「六大都市ニ関スル法律案」に対しても、西多摩郡を地盤とする津雲国利代議士が修正案を出して抵抗、西多摩郡の町村長、並木、森田府議らが陳情書を提出するなどして津雲を支援した。そして、同年一〇月一〇日に久しぶりに開かれた編入期成会では、西多摩郡の瀬沼伊兵衛元代議士に運動方法決定が一任され、西多摩郡のリーダーシップの下に編入期成会（このとき正式名称は「八王子市三多摩郡東京都市区域編入期成会」と変わった）が再興されることとなった。一月五日、編入期成会は委員会を開き、瀬沼を正式に会長につけて体制を整える。翌五年一〇月、瀬沼は会長在職中に死去するが、後任の選出は西多摩郡に任され、後任には西多摩郡の岩浪光二郎が選ばれている。西多摩郡は都制編入運動で中心的役割を担うようになったのである。ところで、もっとも都制に縁遠そうな西多摩郡が、なぜ都制編入運動の中心を担うようになったのであろうか。その理由としては以下のような点が指摘できるだろう。

まず、西多摩郡が東京の飲料水の水源地であり、水源林の保護のために犠牲を強いられる地であったことである。

西多摩郡で羽村水道堰破壊などという感情的な反発がでてくるのは、東京市の犠牲になっているとの思いが強かったためであろう。二つ目として、独立県として県庁を誘致し、地域発展を図ろうということが考えづらな地域であったことを上げておかなければならない。北多摩郡では立川を中心として「多摩県」を作ろうとの声があり、南多摩郡でも八王子を中心として「武蔵県」という構想が検討されたことがあった。先に触れたように「武蔵県」構想は結局消滅してしまうが、昭和五年頃からは、神奈川県郡部と三多摩で新県を作り、八王子を県庁にしようとの構想が持ちあがっている。だが、西多摩郡では青梅を中心に、とは考えづらかった。

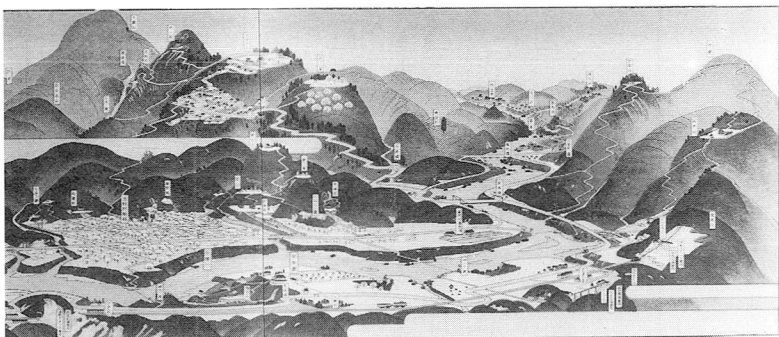
この二つの理由のほかに、当時西多摩郡が進めていた地域開発の方向に、都制編入が有利に作用すると考えられるものであったという点を忘れるわけにはいかない。つぎにこのことに関して見ておくことにしたい。

観光開発と東 大正一五年の末、次のような請願書が内務省などに提出された。

京緑地計画 御嶽山高尾山ヲ中心トシタル国立公園ニ関スル請願

東京府西多摩郡御嶽山及南多摩郡高尾山一帯ノ山嶺ハ、帝都ヲ距ル拾数哩ノ地点ニ位シ風光明媚ニシテ高山ノ態ヲ具ヘ、国民ノ保健衛生上必要ナル諸条件ヲ具備シ真ニ国立公園トシテ天成ノ好適地ナリ、政府ハ速ニ此所ニ国立公園設定ノ計画ヲ樹テ、此勝景ヲシテ内外人ノ一大遊園地タラシメンコトヲ左記事由ヲ具シ謹テ請願候也

都市の過密から生じる健康衛生問題を自然・緑を重視して解決していこうとの発想は、大規模な自然を国立公園として指定して健康増進に役立てようという動きも生んだ。この動きは、大正一〇年に内務省衛生局が国立公園調査に乗り出したことで本格化する。それにつれ、各地から国立公園指定を求める請願が相ついだ。国立公園指定により地域の経済の活性化が図れると期待したからである。右に引用した請願書もその一つで、西多摩郡の全町村長と南多摩郡の



青梅鉄道株式会社発行 石川彌八郎家蔵)

七つの市村長が署名したものである。

内務省衛生局は大正一年に、一六の地域を国立公園候補地として発表している。その選定で興味深いことは、そのほとんどが山の風景であったことである（田中正大『日本の自然公園』）。都市化が進展していく中で、逆に原始的な大自然への憧れが強まっていたからであると考えてよい。実際登山が大衆化していくのもこの頃のことであり、三多摩の山々にも都市民が訪れるようになっていた。西多摩郡ではこのような動きをとらえ、観光開発で地域経済の活性化を図ろうとしたのである。

このような方向で地域開発を考えていた西多摩郡にとって、都制に編入されることには大きな意味があった。東京市も東京府も、都市民の健康衛生問題を解決するための「郊外公園」の場として三多摩地域を考えつつあり、それは公園整備や道路建設など公共投資をとまうものであったからである。すなわち、西多摩郡は東京の観光開発のための公共投資で地域経済を活性化し、観光客誘致で地域を潤そうとしたのである。この点は昭和恐慌下において、特に重大な意味を持つこととなる。

東京市の「郊外公園」整備への取り組みは震災前より動きはじめていた。その先駆けは井の頭恩賜公園（大正六年）であったが、その関心はさらに郊外へ、



図 V-121 「青梅鉄道沿線案内図」(大正12年6月・

大規模な自然へと移りつつあった。震災直前には大自然公園の候補地選定にとりかかっており、そこでは西多摩郡ではないが、南多摩郡の連光寺丘陵地（聖蹟桜ヶ丘）が一つの候補地となっていた。しかし、東京市のこのような動きは、震災で都心部の復興に忙殺されたため中断してしまふ。それが復活し本格的に動きだすのは、震災復興事業終了後の昭和七年のことで、内務次官を会長として東京府市などの担当者を組織した東京緑地計画協議会の設立によってであった。

東京緑地計画協議会は、日帰りレクリエーションを楽しめる範囲を計画対象区域にしており、そこで話し合われたことは欧米の新しい都市思想を取り入れた自然を組み込んだ広域都市計画であった。三多摩はこの対象区域に含まれた。このことは三多摩が主張する都制編入には、好都合なことであった。この広域都市計画の考え方からすれば、当然三多摩は都制に含めておくべきであると主張することができたからである。実際、陳情書では必ず緑地計画協議会での取り組みに言及するようになっていた。

緑地計画協議会は昭和一〇年、三七か所の「景園地」（将来自然公園として整備されるべき土地）を決定した。そのうち滝山景園地、秋川景園地、御岳景園地、下奥多摩景園地、上奥多摩景園地、日原景園地、南武蔵野景園地、武蔵

野景園地の全部或いは一部が西多摩郡内に指定されている。「福生」でも熊川村の一部が滝山景園地、南武蔵野景園地、武蔵野景園地に、福生村の一部が下奥多摩景園地、武蔵野景園地に含まれた。

三多摩編入

都制の実現

昭和八年、政府は都制案を議会に提出した。この案は三多摩編入案であったので、三多摩は法案通過を目指し連日関係各方面へ陳情を繰り広げた。しかし、都長選出については官選案であったため、東京側の反対が強く、結局審議未了で成立には至らなかった。

その後も、都制問題は紆余曲折^{うよくせつ}をたどった。政府の都制案提案をきっかけとして、区会勢力も区の自治権拡張を求めて運動の一翼を担うようになり、問題はさらに複雑化した。昭和一〇年、三多摩はこの区会勢力と連合して東京都制促進連盟を結成する。ところが、一三年には東京市会が自治擁護連盟を結成して区会勢力の切崩しを図り、東京都制促進連盟は分裂してしまった。都制問題は昭和一〇年代に入っても、解決の糸口が見いだせない状態がつづいたのである。

しかし、太平洋戦争が始まると状況が一変する。首都防衛体制の強化が声高に叫ばれ、都長公選の声がその背後に退いてしまったからである。昭和一七年に入り、都制案は急速に動き出した。この動きを受け、三多摩では同年九月、島嶼諸町村長と連名で三多摩と島嶼の都制編入を求める陳情書を提出した。そして、政府は十一月、三多摩編入の都制案を閣議決定し、翌年一月、議会に提案した。法案は三月に通過して成立、七月一日施行された。「東京府西多摩郡福生村熊川村組合」はこの三年前に「東京府西多摩郡福生町」となっていたが、このときさらに「東京都西多摩郡福生町」と変わることとなった。

第四節 町制の施行

地域開発への期 前節で、西多摩郡は観光開発を軸に地域開発を図っていたと述べた。しかし、これは西多摩郡全待と合併問題 体を見たときのことであって、「福生」にかぎって言えば、地域開発の志向は若干異なった方向

に向いていたと考えられる。それは「福生」にも「景園地」の一部に含まれるような景勝地があったものの、西多摩郡全体から見ればその入り口に位置しており、自然を求めて奥多摩の山々へやってくる都市民にとっては、単なる通過地点となってしまうていたからである。それでは、「福生」は地域発展の道を何に求めようとしていたのであるうか。

大正一五年（一九二六）一二月一七日、組合会に次のような合併・町制施行に関する議案が提出された。

福生村熊川村合併町制施行ニ関スル研究調査委員設置ノ件

時代ノ進運ニ伴ヒ当組合ヲ合併、町制ノ施行ヲ為スコトハ極メテ緊要ナルコトト思料セラル、ニ依リ、之ヲ実施ニ先タチ其ノ利害得失ヲ研究調査ノ為、臨時研究調査委員ヲ設置スルモノトス、委員定数ハ五十一名トス

「時代ノ進運」にともない、合併町制施行が「極メテ緊要」であるので、その調査委員を設置しようというのである。さっそく同日、五一名の調査委員が選出され、さらにその中から一七名が専任委員に選ばれた。専任委員による調査はすみやかに実施されたようで、翌昭和二年一月一九日にその調査結果を受けての、調査委員による協議会が召集されている。

ここで問題となるのは、「時代ノ進運」とは何を意味し、なぜ合併町制施行が必要だと考えるようになったのかということである。「東京日日新聞」によれば、調査委員設置に至るまでの経緯は、おおよそ次のようであった。

福生熊川合併し 近く町制を布く

争奪戦に失敗した 福生村選播おそまきの憤期

既報西多摩郡福生、熊川村合併問題はいよゝ具体化し各委員は去る九日、最近町制を施行した豊多摩郡和田堀町を、また五日市町を、十日十二日の二回にわたって調査し近く委員会を開き、共有財産の処分方法その他について協議する筈であるが、府是製糸会社、乾繭倉庫、八高線路線等の敷地争奪に際し毎回ともに失敗に帰している、最近にいたり全村民が合併の上町制施行を要望するにいたったもので同村が町制を施行し、道路の区画整理その他発展策を講ずるはずである（大正一五年十一月一日）

この記事から「府是製糸会社、乾繭倉庫、八高線等の敷地争奪」の失敗、すなわち、養蚕製糸関係企業の誘致、鉄道の誘致の失敗がきっかけとなり、合併・町制施行の動きが強まったことがわかる。つまり、行政組織としてのまとまりが弱く、財政基盤の脆弱な組合村体制では区画整理などのまちづくりに取り組むことができず、その結果、企業鉄道などの誘致にも失敗してしまつた、との思いが合併町制施行へと向かわせたのである。

当時、合併および町制施行は地域発展策の一つの流れを作っていた。その先駆けとなつたのは立川であつた。立川は鉄道の要衝として明治期より諸施設がおかれ発展はじめていたが、特に大正一一年に飛行場ができて大きく変わりはじめていた。そして、一二年にはそれまでの村制を町制に変え、さらなる発展を図つた。また、その西隣りの中神村組合でも組合村解消の動きが強まり、昭和三年には昭和村として統一している。このような流れを背景に、「福

生」でも合併町制施行を目指すようになったのである。「福生」は観光開発による地域開発ではなく、立川などにならって、合併・町制施行をはずみとした諸産業施設誘致により、地域開発を図ろうとしていたと考えてよいだろう。

昭和六年に「福生」に硬式野球用の大グラウンドができるが、これもこのような地域開発策の一つのあらわれととらえることができよう（橋本孝蔵「随想」昭和初期、僅か数年で消えた福生本町地区の大グラウンド」『みずくらい』5）。しかし、大正末から昭和のはじめにかけての合併・町制施行の動きは、結局立ち消えになってしまった。

立川都市計画と福生

立川は町制施行後も発展をつづけた。昭和初期には人口増加に対応して、立川駅南口の耕地整理による宅地化もはじまり、昭和五年には立川飛行機が移転してきて北口方面にも宅地が拡大した。そして昭和一〇年代に入ると、西隣りの昭和町に昭和飛行機が、北隣りの大和村に日立航空機がやってくるなど、立川を中心にその周辺の村々まで含んだ地域全体が、軍事関連産業を軸とする工業都市として発展するようになる。その結果、都市計画策定の必要に迫られるようになった。

昭和十二年一月一日、立川に都市計画法が適用されることが決定され、その後、計画区域の検討がはじまった。立川町では当初、立川町・日野町・昭和村・砂川村・谷保村の二町三村を都市計画区域とする意向をもっていた（「東京日日新聞」昭和十二年六月二十九日）。しかし、都市計画東京地方委員会で審議された結果、最終的には二町三村に拝島村・村山村・大和村・国分寺村・福生村・熊川村を加えることが決定された。この案は、五月一日付けで各町村に通達された。その際、添えられた都市計画区域決定の「理由書」は次のようなものであった。

理由書

立川町八、昭和十年国勢調査ノ結果ニ依レハ人口二〇、五六一人ニシテ、其ノ一人当利用地積約一〇七坪トナル

モ、大正十四年ヨリ昭和十年ニ至ル十ヶ年間ノ人口増加率ハ一四四%ノ驚異スヘキ高率ナルノミナラス、最近本町及付近町村ニ於テ工場、住宅等ノ蠅集ヲ見ントスルノ趨勢ニアルヲ以テ、立川都市計画区域（ハツツ）ハ管ニ立川町域ノミニ局限セス本町ト経済交通及社会上等相互密接ナル関係ヲ有スル付近町村ヲ包含シテ之ヲ決定シ、以テ都市計画樹立ノ完璧ヲ期スルハ極メテ緊要ナリ、即チ日野町及谷保、昭和、拝島、砂川、村山、大和、国分寺、福生、熊川ノ各村ハ執レモ交通上并ニ経済上本町ト密接ナル関係ヲ有シ、且工場或ハ住宅地トシテ発展ノ情勢顕著ナルモノアルニ由リ、之等町村ヲ包含シタル区域ヲ以テ、立川都市計画区域ト定メントス

福生村熊川村組合ではこの案の検討をおこない、異議なしと決定した。そして、立川都市計画区域は原案どおり、昭和一四年一二月に決定された。

西多摩郡で立川都市計画区域に入つたのは「福生」だけであつた。先に「福生」は立川にならつて地域発展を図ろうとしていたと述べたが、実際、昭和一〇年代には立川を中心とした経済圏に属するようになり、立川と一体となつた都市計画の実現に動きはじめたのである。「福生」の動きは、西多摩郡の中で考えるとともに、北多摩郡との関連でも考えなければならぬことをこのことは示している。

合併・町制施行の再浮上

昭和一三年に入り、「福生」ではふたたび合併・町制施行の動きが強まった。これには当然、立川が求められるという背景があつた。しかし、都市化の志向と合併・町制施行はストレートに結びつくわけではない。というのは、諸施設の誘致など実際の都市化を進める際には、どちらの村に誘致するかという新たな対立が生じてしまうからである。その対立を乗り越えて、合併・町制施行へと進むためには、そのきっかけとなる大義名分が必要

であつた。

昭和十三年三月一七日の「読売新聞」は、「福生、熊川両村合併に邁進 町制施行へも準備」と題して、合併町制施行の動きについて次のように述べている。

長期戦に備へて従来の摩擦を捨て総親和から組合村をして合村による町制施行へと急転回、西郡福生熊川両村は十数年前より組合村として自治を結成して来たが、郷土的因襲から脱しきれぬ両村民は村政運用上からも事毎に摩擦を起し、昨年末は一部両村民間には分離問題まで真剣に叫ばれてゐたが、長期戦下の情勢は人的物的両方面の経済上からも総親和して合村による村民負担の軽減により、銃後の護りに備へることに急転回して、村当局は勿論両村元老村議及び有志等によってそれ／＼合村への準備を進め、十七日村会協議会を更に区長会を開いて正

福生、熊川兩村

合併に邁進

町制施行へも準備

は期程に備へて従来の摩訶庵を閉じ、
國津和から根川村をして合村によ
る町を施行へし、舊國津、西郷村生
熊川村は千餘年より根川村と
して自治を結成して來たが郡主の
因襲から脱しきれぬ。郡民は村に
附屬するもの、事柄に際しては昨
年末は一部村民間には分断懸念
まで激化に叫ばれてゐたが、初期
下の情勢は人的物的兩方面の事

上から、同和して六村による同
民性政の概略により、以後の講りに
備へることゝなつた。同和して村員には
勿論、兩村へ六村への寄附を求め、
つてそれと六村への寄附を求め、
十七日村員は、講議を更へ、既に會を
開いて正式合村を決定するが、之れ
を機に町制施行へ進捗するものと
上村とされてゐる。

図 V-122 福生・熊川両村の合併を知らせる記事（昭和13年3月17日・「読売新聞」）

式合村を決定するが、之れを機会に町制施行へ進展するものと注目されてゐる。

一二年七月からはじまった日中戦争は長期戦が予想され、人的物的資源の総動員体制確立の必要性が叫ばれていた。総動員体制確立のためには、組合村のような制度では効率的でなく、村どおしの争いがあつたのでは銃後の護りは心許ない。日中戦争を勝ち抜くためには、これまでの摩擦を捨て「総親和」の下に合併することが要だ。合併・町制施行を目指す大義名分とは、このようなものであった。

しかし、合併はスムーズには進まなかった。一四年六月一六日の

「読売新聞」の記事によれば、「熊川村部長連の反対から暗礁に乗り上げ」、同村出身の沢井助役外五村議がその責任をとって辞職を申し出たという。そして、「一時は福生村が同村と分離して単独に町制を施行するのではないかと成行を注目されていた」という状況があった。沢井助役等の辞職は有志の幹旋により撤回されたが、結局、合併問題は進展しなかった。

村政の停止から 福生町の成立へ 昭和一五年に入っても、福生村と熊川村の対立は収まるどころか、激化する様相を呈していた。そこには府中十九中の誘致運動をめぐる対立があったといわれている（『読売新聞』昭和一五年

四月三〇日）。そしてその対立は、村長任期満了後の後任人事をめぐる、村政を麻痺させる大問題として噴出した。四月一五日、高崎弥一村長は任期満了で辞任したが、後任が決まらず沢井重五郎助役が村長代理となった。その沢井も五月六日、辞表を提出してしまう。高崎は福生村、沢井は熊川村の出身であった。沢井の辞表提出を受け、翌七日早朝から、両村元老有志により緊急会議が開かれた。午後一時からは両村村議も参加して連合協議がおこなわれたが、両村議間の対立は解消せず、その日は六時解散となった。協議は翌日、翌々日とつづいたが合意に達せず、九日の正午、ついに協議は打ち切られた。

協議打ち切り後直ちに斉藤書記が上京し、東京府地方課に執行機関停止の報告をした。東京府地方課は一日、神代村出身の竹内事務官を派遣、竹内は両村元老有志、村議を集め調停幹旋に努力した。その結果、やっと村議間の対立感情が緩和し、問題の解決は元老に白紙委任されることとなった。元老は竹内事務官を交えて解決策を協議した。解決策の詳細は不明であるが、結局、沢井助役の留任、八月に開かれた組合会での田村和一の村長就任決定、ということの問題は解決している（『近代・新聞資料（昭和）』）。

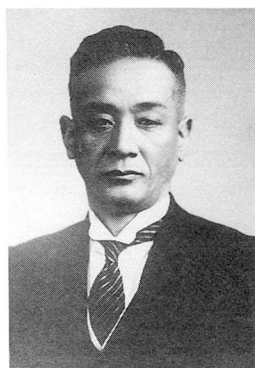


図 V-123 初代福生
町長 田村和一
(福生市役所蔵)

すること、合併各村財産組合財産および学校財産は「福生町」に帰属することなどが決められた(『近代・新聞資料(昭和)』)。

昭和一五年一月一〇日、福生村熊川村組合は「福生町」となった。明治二二年(一八九)からつづいていた組合村体制は、戦時体制の強化を背景として府当局の主導の下に解消することとなったのである。合併・町制施行の祝賀式は同月二三日、小学校で催された。その模様は次のようであった(『読売新聞』昭和一五年一月二四日)。

この日全町随所には大アーチ、軒提灯^{のきとうちん}其の他に飾られ小学児童並に誠明学園児の旗行列、各部落毎には馬鹿囃子、神楽等の余興に祝賀絵巻は到る処に繰り展げられる中を祝賀火花数百発は朝より夜にかけて打ちあげられるなど全町を挙げて歓喜の爆発であった(『近代・新聞資料(昭和)』)。

後任村長問題解決とほぼ同時に、合併・町制施行の動きが府当局の主導の下に急進展する。府当局は、一月三日の明治節か一月一〇日の紀元二千六百年の奉祝日を期して合併を断行したいと言明、一〇月一日には係官を「福生」に派遣した。そして、一〇月一八日の府参事会で、合併・町制施行を決定した。ここでは、新町名を「福生町」とすること、福生村・熊川村の区域をもって大字をおき旧村名をそれぞれその名称と